

情報 提 供 日	2025 年(令和 7 年)2 月 19 日
事 案 1 の 問い合わせ先	総 務 局 職 員 室 078-918-5006 (内線 2427)
事 案 2 の 問い合わせ先	消 防 局 総 務 課 078-918-5270 (内線 7478)

職 員 の 処 分 に つ い て

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 勤務時間中のインターネット閲覧事案について

事 案	対象職員[当時の所属・役職等]	処分内容
・令和 5 年 1 月から令和 6 年 11 月までの間、勤務時間中に公用パソコンで、職務と関係ないインターネット閲覧を行ったもの。	消防局 係長（現 61 歳）	戒告
・部下の監督責任	消防局 課長（現 51 歳）	訓告

※ 閲覧時間に対応する給与等は、後日返納済み

2 派遣先での飲酒事案について

事 案	対象職員[当時の所属・役職等]	処分内容
・派遣先で他市の職員とともに宿泊した際、禁止されていた飲酒を行い、アルコールが体内に残存している状態で、翌日勤務を行ったもの。	消防局 主任（現 41 歳）	戒告

3 処分発令日

令和 7 年 2 月 19 日